



2025年12月10日

各 位

会社名 大和自動車交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 大塚 一基
(コード番号 9082 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 常務執行役員
総務部長 岩崎 孝雄
(TEL. 03-6757-7162)

当社連結子会社の会社分割（簡易新設分割）によるタクシー事業子会社設立に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、関係当局の許認可等を条件に、当社子会社である大和自動車交通王子株式会社の一部を会社分割（簡易新設分割）し、新設する大和自動車交通豊島株式会社に承継するとともに、大和自動車交通豊島株式会社を大和自動車交通株式会社の100%子会社とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新設分割は当社の完全子会社を当事会社とする組織再編であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本新設分割の目的及び狙い

大和自動車交通王子株式会社は、これまで当社グループとして実施してまいりました組織再編等の結果として、制度が異なる2つの組織運営体制が一つの法人格の中に収められた状態となっており、事業運営並びに収益管理等が複雑化しておりました。今般の再編により社内に存在していた実質的に2つの法人を法的に独立した法人として再編することで、事業運営を簡素化すると共に、経営責任の明確化を図ることを主な目的とするものです。

2. 本新設分割の要旨

1. 取締役会決議日	2025年12月10日
2. 効力発生日	2026年4月1日（予定）
3. 分割の方式	大和自動車交通王子株式会社を分割会社、大和自動車交通豊島株式会社を新設会社とする簡易新設分割（会社法第805条）
4. 割当ての内容	本新設分割に際して、新設会社は普通株式200株を発行し、これら全ての株式を分割会社に割当て交付します。分割会社は、これと同時に割当てられた全株式を100%親会社である当社に対して配当します。

（注） 本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

3. 承継する事業の内容

大和自動車交通王子株式会社が営む一般乗用旅客自動車運送業の一部

4. 承継する権利義務

本新設分割により、大和自動車交通王子株式会社が営むタクシー事業の一部が新設会社に承継されます。

5. 債務履行の見込み

新設会社が負担すべき債務について、その履行の見込みに問題はないものと判断しております。

6. 本新設分割の当事会社の概要

	分割会社	新設会社
名称	大和自動車交通王子株式会社	大和自動車交通豊島株式会社
所在地	東京都北区豊島5丁目1番32号	東京都北区豊島5丁目1番32号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 澤田 林三郎	代表取締役社長 飯村 俊介
事業内容	一般乗用旅客自動車運送業	一般乗用旅客自動車運送業
資本金	10百万円	10百万円(予定)
設立年月日	2014年4月1日	2026年4月1日(予定)
発行済株式数	200株	200株(予定)
決算期	3月31日	3月31日
株主及び持株比率	当社100%	当社100%

7. 分割会社の直前事業年度(2025年3月期)の財政状態及び経営成績

純資産	△373 百万円
総資産	445 百万円
1株当たり純資産	△369,086 円 93銭
売上高	2,181 百万円
営業利益	△66 百万円
経常利益	△48 百万円
当期純利益	△48 百万円
1株当たり純利益	△242,825 円 22銭

8. 分割する事業の概要

分割する事業の内容	一般乗用旅客自動車運送業
分割する事業の経営成績	売上高 350百万円(2025年9月中間期)
分割する資産、負債の項目及び金額(注)	タクシー車両50台(概算70百万円)及び関連資産並びに同資産取得に関連する諸負債 (金額については精査中)

(注) 分割する資産、負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

9. 当該組織再編後の状況

本新設分割後の、分割会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

10. 今後の見通し

本新設分割による当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以上